

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：薬務水道費 目：薬務費

事業名 危険ドラッグ等薬物乱用防止対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 薬務水道課 薬事麻薬係 電話番号：058-272-1111(内 2578)

E-mail：c11224@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,061千円(前年度予算額：6,765千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	6,765	0	0	0	0	0	0	0	6,765
要求額	6,061	0	0	0	0	0	0	0	6,061
決定額	6,061	0	0	0	0	0	0	0	6,061

2 要求内容

(1) 要求の趣旨(現状と課題)

県では、危険ドラッグ対策として、警察本部等と連携して販売店の立入検査を実施、製品を購入、分析し、販売店に対する指導を行った結果、県内に実販売店舗は存在せず、近年では、危険ドラッグが関連する救急搬送事案もほとんど発生していないものの、インターネットを介して危険ドラッグが流通している状況にあるほか、大麻による薬物事犯については、増加傾向にある。

県民の危険ドラッグや大麻等の違法薬物の乱用防止対策に対する関心は引き続き高く、そのニーズに応えるために、危険ドラッグ等の県内における流通防止と使用者の根絶を目指して、更なる取組みを進める必要がある。

(2) 事業内容

- 1 販売店舗、インターネット販売等に対する監視指導
- 2 薬物乱用防止普及啓発

(3) 県負担・補助率の考え方

指定薬物等への行政対応は県の事務であり、危険ドラッグの濫用による県

民の健康被害発生防止のため、引き続き関与していく必要がある。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	65	指導員研修会講師謝礼
旅費	328	立入検査、会議旅費、費用弁償等
需用費	2,135	指定薬物等標準品、啓発資材購入費、出前講座配布資料印刷費
役務費	925	チラシ・折り込み配布費、通信運搬費、保険料
委託料	2,603	薬物乱用相談窓口、分析機器保守点検委託料
使用料及び賃借料	5	有料駐車場使用料
合計	6,061	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第7期岐阜県保健医療計画（安全・安心な生活環境の確保）

(2) 国・他県の状況

国は、指定薬物を順次指定しており、平成26年7月には初めて薬事・食品衛生審議会の審議を経ずに行う緊急指定を行った。令和2年8月現在、指定数は2,375物質である。

また、平成26年11月には医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(旧薬事法)が改正され、検査命令等の対象の拡大、広告中止命令等について規制されている。

一方で、東京都をはじめとした25都府県(令和2年8月)では、独自の条例を制定し、危険ドラッグの取締りを行っているほか、多くの都道府県では、独自の買上調査や地元のスポーツチームと連携した啓発活動など、様々な取り組みが実施されている。

(3) 後年度の財政負担

今後も引き続き事業を実施する必要がある。

事業評価調査（県単独補助金除く）

新規要求事業
継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

県内の危険ドラッグの流通実態を把握し、販売を確認した場合には県警等と連携して厳しく監視指導を行うとともに、条例に規定する知事指定薬物を指定することにより、人体に危険な物質の流通を規制する。

また、危険ドラッグをはじめとする薬物の危険性、有害性を正しく理解してもらうため各種普及啓発を実施する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 <small>（前々年度末時点）</small>	目 標	達成率
民間委託による薬物 相談件数	(H)	37 件 (H29)	45 件 (H30)	51 件 (R1)	(R)	%

指標を設定することができない場合の理由

違法薬物の販売に関する実態や流通状況は不明な点が多く、普及啓発事業を含めて、数値目標を設定することは困難である。

（前年度の取組）

- ・ 事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - ・ 薬物乱用防止指導員の設置（保護司 227人、学校薬剤師 215人）
 - ・ 薬物乱用防止出前講座の開催（小中学校及び高校 440校）
 - ・ 薬物乱用防止出前講座の開催（保護者向け 29回）
 - ・ 民間委託による薬物相談窓口の設置（相談件数 51件）
 - ・ 「ダメ・ゼッタイ」普及運動の実施
 - ・ 麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施

（前年度の成果）

- ・ 前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 - ・ 薬物乱用防止指導員など関係者と連携しながら、危険ドラッグを含めた薬物乱用防止出前講座の開催や街頭啓発活動等により、県民に対して薬物乱用防止に関する正しい知識を普及した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ：必要性が高い ：必要性が低い 	
(評価)	危険ドラッグを使用した者が二次的な犯罪や健康被害を起こす事例が各地で発生するなど、その乱用が依然として憂慮されていることから、事業の必要性は極めて高い。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている ：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ：効率化は図られている ：向上の余地がある 	
(評価)	保健所及びセンターのほか薬物乱用防止指導員、ライオンズクラブなど関係者と密接な連携をとりながら効率的に事業を実施している。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 これまで県警、東海北陸厚生局麻薬取締部と連携して危険ドラッグ販売店舗を厳しく監視指導したことなどにより、平成26年9月には県内において確認されている販売店舗はなくなった。 しかしながら、未だにインターネットを通して危険ドラッグは流通しているほか、危険ドラッグの乱用による県民の健康被害を防止するために、監視等を引き続き強化する必要がある。 条例の制定、条例に基づく知事指定薬物の指定により、引き続き県内の危険ドラッグの流通を規制するためにその適正運用を図る必要がある。 また、大麻による薬物事犯は増加傾向にあり、危険ドラッグをはじめとする違法薬物の乱用防止に係る普及啓発事業を引き続き実施することにより、違法薬物の正しい知識を普及定着させる必要がある。
--

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 危険ドラッグの乱用による県民の健康被害を防止するため、県警等と連携して引き続き流通実態を監視等するとともに、関係機関と連携しながら危険ドラッグ等の乱用防止に係る普及啓発事業を引き続き実施する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	